

(参考)JET 参加者の月額給与査定期間の考え方

雇用契約の終端を起点として1か月遡った期間を月額報酬の査定期間とすることにより、次年度以降の昇給月に端数が生じないようにすることができますのでご参照ください。

初年度の給与は月額 28 万円です(遅刻、欠勤等を考慮しない場合)。給与支払いの単位となる月の読み替えとして、下記の給与計算期間をご利用ください。

この方法をとることにより、来年度以降、学校法人の就業規則の定めにかかわらず端数日が生じないように給与計算を行うことが可能となります。

令和4年度新規来日 JET 参加者の雇用期間 (※再任用者はそれぞれの雇用規則に準じてください。)

- A日程 2022(令和4)年7月25日から 2023(令和5)年7月24日まで
- B日程 2022(令和4)年8月1日から 2023(令和5)年7月31日まで

表 JET 参加者の令和4年度来日日程と給与支払期間

A 日程			B 日程		
暦上の月	給与支払い期間 (月)		暦上の月	給与支払い期間 (月)	
	開始	終端		開始	終端
2022 年 8 月	2022/7/25	2022/8/24	2022 年 8 月	2022/8/1	2022/8/31
2022 年 9 月	2022/8/25	2022/9/24	2022 年 9 月	2022/9/1	2022/9/30
2022 年 10 月	2022/9/25	2022/10/24	2022 年 10 月	2022/10/1	2022/10/31
2022 年 11 月	2022/10/25	2022/11/24	2022 年 11 月	2022/11/1	2022/11/30
2022 年 12 月	2022/11/25	2022/12/24	2022 年 12 月	2022/12/1	2022/12/31
2023 年 1 月	2022/12/25	2023/1/24	2023 年 1 月	2023/1/1	2023/1/31
2023 年 2 月	2023/1/25	2023/2/24	2023 年 2 月	2023/2/1	2023/2/28
2023 年 3 月	2023/2/25	2023/3/24	2023 年 3 月	2023/3/1	2023/3/31
2023 年 4 月	2023/3/25	2023/4/24	2023 年 4 月	2023/4/1	2023/4/30
2023 年 5 月	2023/4/25	2023/5/24	2023 年 5 月	2023/5/1	2023/5/31
2023 年 6 月	2023/5/25	2023/6/24	2023 年 6 月	2023/6/1	2023/6/30
2023 年 7 月	2023/6/25	2023/7/24	2023 年 7 月	2023/7/1	2023/7/31

雇用期間が1か月に満たない月の報酬は、学校法人の給与規程に基づきご算出ください。助成金申請の際は、算出の根拠を明示してください。計算方法によっては支給額が変わる場合がありますが、学校法人の給与規程に基づきご対応ください。

【中途来日者の給与計算について(参考例)】

2022 年 11 月 15 日から雇用を開始し、2023 年 7 月 31 日に初年度の任期満了を迎える JET 参加者の場合

①当該月の出勤すべき日数に基づき算出する場合：出勤すべき日数 20 日、15 日以降の勤務日 11 日
 $28 \text{ 万円} \div 20 \text{ 日} \times 11 \text{ 日} = 154,000 \text{ 円}$

②当該月の日数(土日祝を含む)に基づき算出する場合：日数 30 日、15 日以降の日数 16 日
 $28 \text{ 万円} \div 30 \text{ 日} \times 16 \text{ 日} \approx 149,334 \text{ 円}$

※上記はあくまでも参考例です。学校法人の規程および日程に則して算出してください。